

あんなかスマイルパーク標準利用管理要領

(目的)

第1 この要領は、安中市と指定管理者が締結する、あんなかスマイルパークの管理及び運営に関する業務仕様書における、あんなかスマイルパークの利用管理について、必要な基準を定め、安全かつ機能的な運営を図ることを目的とする。

(利用管理)

第2 指定管理者は、別表に定めた利用指導の区分により利用者の利用管理を行い、適切な利用を図るものとする。

(従業者指導)

第3 指定管理者は、従業者（職員・作業員等）が利用者に対し適切な利用指導を行うよう指導するものとする。

利 用 指 導 の 区 分

目的	区分	指導内容	対象となる行為、施設等の例
公園の安全	条例その他により禁止されている行為	行為の禁止 (許可を受けた場合はこの限りではない)	公園施設の損壊・汚損 植物の採集 広告物の表示 立入禁止区域への立ち入り 危険な遊技
公園利用者の安全確保	公園利用者の安全確保のために必要な行為の規制	危険行為の制止	硬球、バット等の使用 高所、ブランコ等からの飛び降り
	公園施設の適正な使用	各種施設の適切な使用	各種施設 各種遊具
施設利用者の適正使用	公園利用者の快適な公園利用のために必要な指導・助言	快適な公園仕様の妨げになる行為	芝生広場等でのゴルフ、野球等 団体での施設占用、駐車場以外でのバイク・自転車の乗り入れ
		利用方法が特殊な施設についての指導	ケルナー広場、水遊び場
		許可を必要とする行為(条例等による行為の制限)	物品の販売、募金その他これらに類する行為 興行 業としての写真又は映画撮影 競技会、集会、展示会、博覧会その他これに類する催しのため公園の全部又は一部の独占利用 花火、キャンプファイヤー等の火気使用、飲酒
		レクリエーション活動に対する指導・助言	自然観察 オリエンテーリング 各種スポーツ 学習目的